

保育所保育指針 中間報告後の修正、その主なポイント

○ 第1章総則 「4. 保育所の社会的責任」

保育所の特性や責任についてより厚みを持たせ、日常的な対応や実践の中で取り組むことの重要性を強調した。

- (1) 「保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して、保育を行わなければならない。」
- (2) 「保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない」

○ 第3章 保育の内容 1—「(1) 養護に関わるねらい及び内容」

養護に関わる「ねらい」と「内容」について、概念の違いによる書き分け、重複を避けるなどの調整を行った。特にねらいについては簡潔に示すとともに、「教育に関わるねらい及び内容」、「保育の実施上の配慮事項」、第5章「健康と安全」との整合性を図った。

○ 第4章 保育の計画及び評価 「1. 保育の計画」他

保育所における全体的な「保育計画」を「保育課程」と改め、保育の基本としての重要性や、保育課程に基づく計画的かつ組織的な保育実践や自己評価を位置づけた。

- 「保育所は、第1章（総則）に示された保育の目標を達成するために、保育の基本となる「保育課程」を編成するとともに、これを具体化した「指導計画」を作成しなければならない。
(以下略)」（第4章前文）

○ 第5章 健康及び安全 「4. 健康及び安全の実施体制」

保育所における子どもの健康と安全の重要性と、そのための保育所の責任をより明確にした。特に施設長の責任の下、保育所全体で計画的、組織的に取り組むことの重要性を打ち出した。

- 「施設長は、入所する子どもの健康及び安全に最終的な責任を有することにかんがみ、この章の1から3に規定する事項が保育所において適切に実施されるように、次の事項に留意し、保育所における健康及び安全の実施体制等の整備に努めなければならない。
(1) 全職員が健康及び安全に関する共通理解を深め、適切な分担と協力の下に年間を通じて計画的に取り組むこと。

○ 第6章 保護者に対する支援 「1. 保育所における保護者に対する支援の基本」

保護者支援の基本に保育所の秘密保持について明記した。

- (6) 子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、知り得た事項の秘密保持に留意すること」

○ その他、第2章「子どもの発達」についての記述をはじめ、各章で保育所や子どもの実態により即したものとなるよう、文言や語順の精査等を行い、細かい修正を行った。